



2024(令和6)年 9月

■発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7450

FAX 026-235-7484

メール kokoro@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州

〔ハンセン病問題〕

ハンセン病問題基本法改正から5年 ～ハンセン病問題は人権問題～

ハンセン病回復者の方が地域社会から孤立せずに、安心して生活を送るための環境整備や、偏見や差別のない社会の実現をめざして、2008(平成20)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が制定されました。また2019(令和元)年には法律が改正され、名誉回復の対象として「ハンセン病患者であった者の家族等」が追加されました。ハンセン病とはどのような病気なのか、ハンセン病問題とは何か、そしてハンセン病患者の家族の思いについて考えます。



「ハンセン病」ってどんな病気なんですか？



ハンセン病は「らい菌」に感染することによって発病します。「らい菌」は感染力が弱く、現在の日本においては感染することも発病することもほとんどありませんが、感染し発病すると、手足の末梢神経が麻痺して感覚がなくなったり、皮膚に様々な病的な変化が起こったりします。治療法がなかった時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。

1943(昭和18)年に有効な治療薬が開発され、治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく完治できる病気になりました。現在、完治してハンセン病療養所に入所されている方の中には、治療法が確立する前に病気が進み、後遺症が残っている方もいますが、その方から感染することはありません。



「ハンセン病問題」ってどんな問題なんですか？



ハンセン病問題とは、ハンセン病回復者やその家族等に対して偏見をもったり、差別を行ったりする人権問題です。

1907(明治40)年に「^{らい}癩予防二関スル件」、1931(昭和6)年に「^{らい}癩予防法」が制定され、すべてのハンセン病患者を療養所に収容する隔離政策がとられました。ハンセン病患者の自宅は徹底的に消毒され、人々の意識の中に「ハンセン病は恐ろしい病気」というイメージが植え付けられたため、患者に加えて家族も偏見や差別の対象となりました。

そして、すでに治療法が確立していたにもかかわらず、1953(昭和28)年に隔離政策を継続する目的で、「らい予防法」が制定されました。この法律が廃止されたのは1996(平成8)年です。「らい予防法」の廃止を受けて療養所を退所する方もいましたが、社会や家族との関係が断絶されており、やむなく療養所に残る方や戻ることが少なくありませんでした。

ハンセン病問題のコラム
～療養所で学ぶ子ども達～

～ 療養所の中の学校 ～



多磨全生園の寺子屋授業

かつて強制収容が行われていた時代、発病すれば子どもも療養所へ収容されました。そのため療養所には読み書きを学ぶための寺子屋式の学校があり、教師役を知識のある患者が担いました。子ども達は「家族からの手紙が読みたい」「家族に手紙を書きたい」という一心で学校に通い続けました。親とのつながりを求める子どもの切実な気持ちを考えると、胸が押しつぶされるような思いになります。

ハンセン病患者家族の思い 「ハンセン病患者とその家族 ～父が伝えたかったこと～」

東信地区社会人権教育研修会では獨協医科大学准教授の木村真三さんからお話をお聞きしました。真三さんの大叔父にあたる木村仙太郎さんはハンセン病を患い、療養所で生涯を終えましたが、真三さんの父親は仙太郎さんの存在を家族に伝えることはありませんでした。

「父は過去のことをほとんど語りませんでした。小さいころ学校の宿題で父の昔のことを聞いてくるという宿題が出ました。それに対して、父は『高熱が出て、記憶喪失になったと書け』と言いました。ハンセン病患者が親族にいることを語らないことで、偏見や差別から家族を守ろうとしたのだと思います。」

「親による遺伝的影響を恐れた人々に対し堕胎を迫り、離婚をすすめた。」



講師の木村真三さん

家族がハンセン病を患うと、その家は周囲からの偏見や差別により、地域から孤立してしまうことがあったそうです。真三さんの父親も叔父にあたる仙太郎さんがハンセン病を患ったことにより、進学を断念し、結婚の破談も経験されています。「ハンセン病患者の家族」という目で見られ続けた切なさ、そして、自分の大切な家族にはそんな思いをさせたくないという父親の気持ちについて真三さんは考えます。

講演の最後に真三さんは、「ハンセン病患者の家族として生きた父親の人権はまだ回復できていない」と語られました。ハンセン病回復者やその家族の方が「隠しておくほうがよい」と考えることなく、ハンセン病について不安なく地域で語れる社会にしていくためにも、自分に引き寄せて向き合う必要があります。



もっと知りたい方はコチラ

見学施設

国立ハンセン病資料館
(東京都東村山市)



重監房跡・資料館
(群馬県草津町)



啓発冊子

ハンセン病問題について
考えてみませんか！



長野県発行

ハンセン病の向こう側



厚生労働省発行

(東信教育事務所生涯学習課 指導主事 中村哲)

〔多様な性のあり方〕

性の多様性を尊重し、すべての人が生きやすい社会に

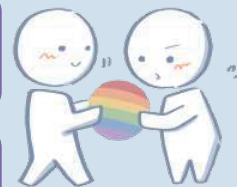


性的マイノリティの方々の困りごと



・同性愛やトランスジェンダーをネタにした冗談やからかいの言葉に傷ついた。

・履歴書を提出する時に、性別記入欄があって戸惑った。

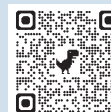


…など

・同性カップルは家族として認められず、世帯用賃貸物件を借りられない。

・パートナーとの関係を拒絶されるのが怖くて、家族や友人などに悩みを相談できない。

※県の「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」では、県内や県出身の方々から聞き取った困りごとを紹介しています。ぜひ、こちらをご覧ください。 県ホームページ(職員ガイドライン)



私たちの社会では、性別は男女の二つ、身体の性と性自認は同じ、異性を好きになるという前提で、仕組みや制度が考えられてきました。そのため、性的マイノリティの方々は社会の中で様々な生きづらさを感じて生活しています。多様性を尊重する社会を目指すためには、相手の立場や気持ちになって、考えてみるのが大切です。

性的マイノリティの方の困りごとを少しでも解消するために…

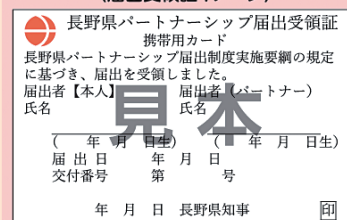
長野県パートナーシップ届出制度



この制度は、性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の困りごとを解消するために制定されました。(令和5年8月1日施行)

双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出ることによって、県は「届出受領証」を交付します。届出受領証を提示することで、「公営住宅への世帯としての入居申込み」や「医療機関における面会、緊急治療への同意」等において、家族としての対応を受けることができます。

(届出受領証イメージ)



県ホームページ (制度のご案内)



県の取組以外でも松本市、長野市、須坂市において、独自の取組が行われています。駒ケ根市では、性的マイノリティの方に限らず、さまざまな悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方も対象とした「駒ケ根市パートナーシップ宣誓制度」(令和4年4月)が始まっています。

性的マイノリティの方以外にも、社会には外国にルーツをもつ方や障がいのある方、被差別部落出身の方などいわゆる社会的なマイノリティに属している方がいます。マイノリティに属する方は日常生活の中でマジョリティに属している側が経験しにくい障壁に直面しています。

すべての人が生きやすい社会を目指すためには、一人ひとりが当たり前だと思っている社会の仕組みを見直していこうとする視点が大切ではないでしょうか。

(北信教育事務所生涯学習課 指導主事 宮坂宏)

〔外国人の人権(県の特筆すべき人権課題)〕

あらゆる方が安心して過ごせる持続可能な居場所づくり(Hand in Hand 和楽)

飯田市にあるおやきの店「和楽」の2階には「Hand in Hand 和楽」という国際交流を目的にする場所があり、土・日に様々な国籍の方が集まって日本語の学習をしたり、それぞれがお茶菓子を持ち寄ってお話をしたりしています。

この場所は、「ここを色々な人が集まることのできる場所にしたい」という願いをもった店主の座光寺さんと、「日本に住む外国人を支える体制やしくみが無いために、日本人と外国人の双方に生活の中で支障が起きている」と感じていた元英語教師の吉澤さんが出会って、1992(平成4)年に始まりました。

飯田市の助成金を光熱費や設備に充てて、ボランティアの方々と運営しており、日本語学習、イベント等の交流活動、外国人の自立支援などを行っています。30年以上続く「Hand in Hand 和楽」の交流の場は、これまでに留学や結婚、仕事で来日されたさまざまな立場の方など 60ヶ国以上の方に利用されてきました。



日常で使う日本語を学習



学習後の茶話会

「職場では日本語を聞くことはあっても話す機会はありませんでしたので、ここに来られてよかったです。私にとって安心できる場所になっています。」 (参加者のAさん)



「それぞれ言語や文化の違いはありますが、日本語は楽しいと感じてもらい、学びきっかけづくりをしたいと思います。ここは私が成長できる場です。」

(ボランティアのBさん)



「交流する場所が他にも増えたらいいと思っています。ここは表立ってボランティアを募集していないので、『ボランティアをしたい』という人が人づてに聞いて来ています。それぞれが気軽に参加し、気軽に休める、できる時に、できる人が、できることをやる多文化共生の場所として、自然体の活動を地道に息長く続けていきたいと思っています。」

(吉澤さん)



日本語を学びたい人も、ボランティアの人も、無理なく気軽に参加できる「Hand in Hand 和楽」。「いつ誰が来ても受け入れる」という場づくりが、そこにいる皆さんの穏やかな雰囲気を作っているのではないかと思います。吉澤さんの言葉にあった、「できる時に、できる人が、できることを」という無理のない運営が、あらゆる方が安心して過ごせる持続可能な居場所のあり方を提案しています。

(南信教育事務所生涯学習課 指導主事 南波秀治)

〔同和問題(県の特筆すべき人権課題)〕

長野県水平社創立100年の節目にあたって

水平社宣言「人の世に熱あれ 人間に光あれ」

1922(大正11)年3月3日。京都市の岡崎公会堂に全国の被差別部落から約700人が集まり、そこで日本で最初の人権宣言といわれる「水平社宣言」が読み上げられました。この宣言は、これまでの長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いとともに、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく生きていける社会の実現を願う気持ちが込められていました。また宣言の結びの「人の世に熱あれ 人間に光あれ」という言葉には「人間を尊敬し、大切にしようことで差別はなくしていける」という熱い思いが表れていました。こうして全国水平社が誕生し、参加者たちは熱気を帯びて地元に戻り、全国各地に地方水平社結成の動きが広がりました。

長野県水平社創立へ

岡崎公会堂の集会には長野県からただ一人、小山薫^{かおる}が参加しています。水平社宣言に感動した小山は、差別からの解放を求める水平社運動が長野県内に広がっていくことを願って、県内各地で差別の実情を切々と訴えました。「厳しい差別のため、自分の村の散髪屋や銭湯を利用することができない」、「酷暑の中で、川遊びをしていた部落の子どもたちに、石が投げつけられる」…。実は小山自身も交際相手との仲を引き裂かれ、その相手が自死を選んでしまうという悲痛な経験をしています。小山の訴えに賛同する仲間は次第に増えていき、1924(大正13)年4月23日に長野県水平社が誕生しました。



小山 薫
(出典：あけぼの 人間に光あれ)

そして今…、これから…



長野県水平社創立 100 周年記念集会
(2024年4月 20 日 小諸市)

2024(令和6)年は、長野県水平社が創立して100年の節目になります。このことを記念して、水平社の精神をこれからも受け継いでいくことを誓う集会が小諸市で開催されました。

部落解放同盟長野県連合会の山本執行委員長は集会のあいさつで「これを機に改めて先人たちの差別との闘いと部落解放への熱い思いに学ぼう」と呼びかけました。現在もインターネット上に被差別部落の情報をあげるなどの人権侵害事案が後を絶ちません。水平社が希求した「すべての人の人権が尊重される社会の実現」に思いを馳せながら、100年経っても差別が解消されていない事実と向き合うことが求められます。

(心の支援課 指導主事 佐々木洋一)

〔女性の人権(男女共同参画)〕

男女共同参画社会を実現するために～松本市の取組から～

1970～80年代、女性の社会進出が進む中で女性の権利向上に関する社会的な関心が高まり、1999(平成11)年には男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わらず個性や能力を発揮できる社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が施行されました。しかし未だに、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数(2024年)で、日本は118位(146カ国中)と、先進国の中で最も低い順位が続いています。

なぜ男女平等が実現されにくいのか？

私たちは何かを見たり、聞いたり、感じたりした時に実際にどうかは別として、「無意識に“こうだ”と思い込むこと」があります。その思い込みが、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方につながってしまうことがあります。

無意識の思い込みチェックリスト

- 仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低い
- PTAには女性が参加すべきだ
- 組織のリーダーは男性の方が向いている
- 男性は結婚して家庭をもって一人前だ
- 女性には高い学歴やキャリアは関係ない

〈内閣府男女共同参画局 性別による無意識の思い込みチェックリストより〉



松本市の取組

松本市は、それぞれが自分の行動に責任をもち、一人ひとりの個性と能力を生かし、共に支えあう男女共同参画社会づくりを進めるための活動拠点として、2024(令和6)年4月に「松本市ジェンダー平等センター(愛称:パレア松本)」を開設しました。

ここで開講されている講座の一例として、父親、母親向けの講座を紹介します。



〈時短かんたんパッキングクッキング講座〉



〈パパと遊ぼう講座〉

左側の写真のように、忙しい家庭のニーズに合わせ、洗い物がほとんど出ない調理方法を学ぶ講座や、右側の写真のように父親が子どもと一緒に体を動かして楽しく学ぶ講座の他にも、ジェンダーレス美容講座や、自己肯定感を高める講座なども開講されています。



講座を受講したことをきっかけに、家事に対する自分自身の意識が、「手伝う」から「一緒に」へと変化してきていることを感じています。【参加者のお話】

誰もが利用しやすいセンターを目指し、土日や平日夜間の講座も多数企画しました。男女という枠を超えてお互いを尊重し合い、思いやりをもって生活していけるといいなと思っています。【担当者のお話】



「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み、偏見)」という言葉も、よく聞かれるようになってきました。これは、自分自身は気づいていないものの見方や捉え方の歪みや偏りを意味します。私たちにはどこかに「男性だから」、「女性だから」という意識があることを認識し、職場で、学校で、地域で、家庭でお互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していきましょう。

(中信教育事務所生涯学習課 指導主事 小平勇喜)